二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月二十二日

○四国地方整備局告示第百四号

　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年十一月二十一日
　　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	九・八四～一五〇・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	
	後	九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
	A	二一・五八～一一八・一六	九・九三一	
	B			

(四)　図面縦覧場所　国土交通省四国地方整備局、同局香川河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社四国支社、同社高松工事事務所

○九州地方整備局告示第百七十九号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
　その関係図面は、平成二十九年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年十一月二十一日
　　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	日向市大字平岩字元市四八七番二から同市大字平岩字久保田一二八五番ロまで	九州地方整備局及び延岡河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日
　平成二十九年十一月二十二日

国会事項

衆議院

特別委員長補欠選任

　十一月十七日特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。
　科学技術・イノベーション推進特別委員長　笠　浩史

特別委員長辞任

　十一月十七日特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。
　科学技術・イノベーション推進特別委員長　古川　元久

議決通知

　十一月十七日本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。
　皇室会議予備議員
　第一　衆議院議員　伊吹　文明
　第二　同　菅　直人
　皇室経済会議予備議員
　第一　衆議院議員　伊吹　文明
　第二　同　菅　直人

　又同日向大野事務総長から吉田裁判官弾劾裁判所裁判長職務代行及び郷原参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。
　裁判官弾劾裁判所裁判員
　船田　元　稲田　朋美　金田　勝年
　盛山　正仁　海江田万里　泉　健太
　大口　善徳
　同予備員
　第一　神山　佐市　第二　安藤　裕
　第三　大河原雅子　第四　門　博文

　又同日向大野事務総長から武見裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び郷原参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。
　裁判官訴追委員
　田村　憲久　新藤　義孝　左藤　章
　城内　実　鈴木　淳司　大塚　拓
　近藤　昭一　津村　啓介　國重　徹
　福田　昭夫

　同予備員
　第一　田所　嘉徳　第二　藤原　崇
　第三　井野　俊郎　第四　山本和嘉子
　第五　もとむら賢太郎

選出通知

　十一月十七日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。
　検察官適格審査会委員
　棚橋　泰文
　柴山　昌彦
　古川　禎久
　松平　浩一
　同予備委員
　宮路　拓馬（棚橋泰文の予備委員）
　古賀　篤（柴山昌彦の予備委員）
　門山　宏哲（古川禎久の予備委員）
　松田　功（松平浩一の予備委員）

指名通知

　十一月十七日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員永岡桂子、同鈴木淳司、同大西英男及び同高木錬太郎を指名した旨内閣に通知した。
　又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員石原伸晃、同細田博之、同林幹雄、同福井照、同落合貴之及び同小宮山泰子を指名した旨内閣に通知した。
　又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員二階俊博、同竹下亘、同岸田文雄、同細田博之、同亀井亜紀子及び同古本伸一郎を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

　十一月十七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
　（北海道開発分科会）
　鈴木　貴子　和田　義明　船橋　利実
　佐々木隆博　山岡　達丸　木村　次郎
　宮下　一郎　佐々木　紀　本多　平直
　寺田　学
　（豪雪地帯対策分科会）
　細田　健一　宮路　拓馬　谷川　弥一
　石原　宏高　逢坂　誠二　松原　仁
　（離島振興対策分科会）